

新島村ふるさと納税返礼品事業者募集要項

1. 目的

新島村（以下「村」という。）では、ふるさと納税制度を活用し、村の魅力発信及び地場産業・観光振興の活性化を図ることを目的とし、また、村にふるさと納税をしていただいた寄附者に対する感謝の気持ちとして、返礼品（地場産品やサービス等）を贈呈するため、返礼品を提供する事業者（以下「返礼品事業者」という。）を募集します。

2. 取りまとめ事業者

返礼品の取扱業務全般については、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客、配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等について、効率的な運営に万全を期するため、返礼品の取扱業務全般を代行する取りまとめ事業者（以下「中間事業者」という。）へ村が業務を委託しています。

3. 募集要件

返礼品事業者として登録を希望する事業者は、次の要件を全て満たしていることを条件とします。ただし、要件に適合していても、村が返礼品事業者として適当でないと判断した場合や返礼品として適当でない地場産品等と判断した場合は、返礼品事業者としないものとします。

- (1) 各種法令を遵守した生産、製造、加工、販売またはサービスの提供を行っていること。
- (2) 村内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること。
- (3) 代表者等が新島村暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員、または同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 村税等の滞納がないこと。
- (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。尚、本業務により知り得た一切の事項について第三者に漏らしてはならず、本業務終了後も同様とする。
- (7) 返礼品の写真データの提供や撮影等、ふるさと納税に係るホームページ、パンフレット、その他の製作や宣伝のために協力ができること。
- (8) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。

4. 返礼品要件

返礼品は、次の要件を全て満たしている商品等を募集します。尚、詳細な要件は平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条の総務大臣が定める最新の基準に該当するものとします。

- (1) 村の魅力を伝えることができる商品等であること。
- (2) 村で生産、製造、加工、または原材料の主要な部分に村内の原材料を使用しているもの、村内で提供されているサービスのいずれかに該当していること。
- (3) 品質及び数量について、品質管理と安定供給が見込める商品等とする。ただし、期間限定、数量限定で供給可能なものは取扱いを可とする。
- (4) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等の関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。

- (5) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な消費期限又は賞味期限が保障されるものであること。
- (6) 宿泊・食事券、体験等のサービスについては、次の要件を全て満たしているものとする。
 - ① 村内で提供されるもの。
 - ② 宿泊・食事券は村内の宿泊施設、飲食店舗での使用に限る。
 - ③ 各サービスの提供において、天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、同額程度の代替品を提供すること。
 - ④ 寄附者に対して寄附者氏名を記載した案内文書等を郵送するほか、その権利に関する有効期限は原則、発行日から1年間程度であること。

5. 返礼品の価格区分

返礼品の価格は、商品代金・消費税・梱包料を含んだ金額で寄附額の3割以下とします。尚、送料については村が負担するため、返礼品の価格に含めないでください。

寄附額	返礼品代（商品代・税・梱包料込）
10,000 円	3,000 円以下
20,000 円	6,000 円以下
30,000 円	9,000 円以下
50,000 円	15,000 円以下
100,000 円	30,000 円以下

※ここに記載されている寄附額等は、一例です。返礼品代により寄附額を設定することもできます。

6. 申込方法

下記書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出すること。

- (1) 誓約書兼同意書（様式1）
- (2) 新島村ふるさと納税返礼品事業者登録申請書（様式2）
- (3) 新島村ふるさと納税返礼品情報申請書（様式3）
- (4) 事業者の所在、概要がわかるもの（様式任意・パンフレット可）
- (5) 返礼品とする商品の写真（印刷物・データ可）※申請承認後の提出となります。

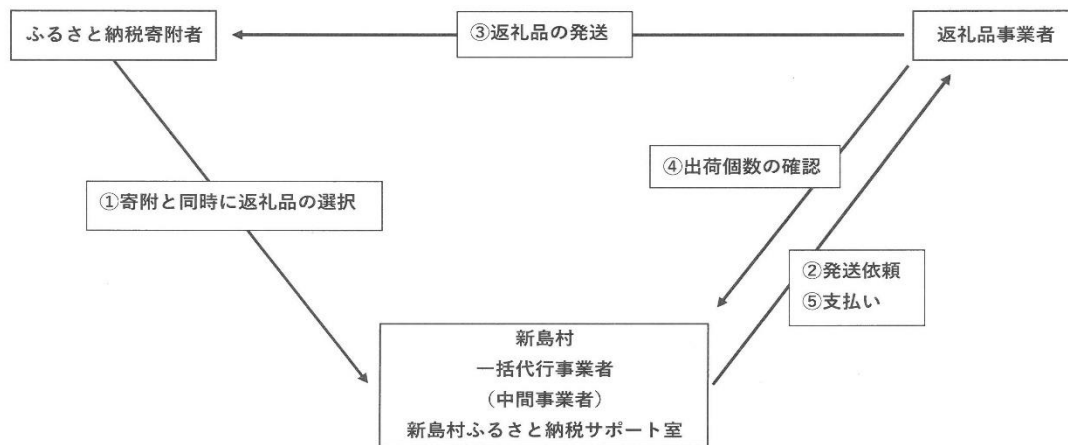
7. 返礼品の決定

村は3及び4に定める要件に基づき、関係部署との協議により登録についての決定をします。尚、採用の可否については「新島村ふるさと納税返礼品事業者登録決定通知書（様式4）」により申込者宛に電子メールで通知します。

8. 返礼品の募集期間

随時募集

9. 事業の流れ



10. 返礼品事業者のメリット

- (1) 商品等の新規販路の開拓・販売拡大の機会となります（商品等の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封することができます）。
- (2) 村が掲載の契約をしているふるさと納税ポータルサイトに、返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (3) 村のホームページに、上記（2）のポータルサイトのリンクを貼り付けてあります。
- (4) 村が作成するパンフレット等の印刷物に、商品等の画像及び商品説明、事業者名等を印刷する場合があります。

11. その他留意事項

- (1) 商品等の品質等に関して、寄附者からご意見や苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努め、中間事業者へ速やかに報告すること。
- (2) 村は、返礼品事業者及び商品等が本要項3及び4に適合しなくなったと認める場合、申請内容に虚偽があった場合又は村の損害を及ぼす行為があった場合には、その登録を取り消す場合があります。
- (3) 返礼品の安定供給が見込めなくなった等、返礼品の発送に支障が生じる場合は、中間事業者へ速やかに連絡すること。
- (4) 本要項に定めのない事項並びに本要項に疑義が生じた場合は、村と協議のうえ解決するものとする。

12. 申込先・問い合わせ先

新島村総務課庶務係ふるさと納税担当

住所：〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号

電話：04992-5-0240

Eメール：syomu-01@niijima.com